

改正

令和5年3月29日規則第19号

国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例（平成27年9月国立市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(設置運用基準)

第3条 条例第4条に規定する設置運用基準に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 安心安全カメラの設置目的に関すること。
- (2) 安心安全カメラの設置年月日に関すること。
- (3) 安心安全カメラの撮影対象区域に関すること。
- (4) 安心安全カメラの設置の表示に関すること。
- (5) 安心安全カメラの機器の構成に関すること。
- (6) 安心安全カメラの管理責任者に関すること。
- (7) 映像データの保管場所、保管方法、保管期間及び廃棄方法に関すること。
- (8) 苦情処理の手続に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、安心安全カメラの適正な管理及び運用に関し市長が必要と認める事項

(設置運用基準の届出等)

第4条 条例第4条の規定による安心安全カメラを設置する場合における設置運用基準の届出は、当該設置をしようとする日の14日前までに、安心安全カメラ設置運用基準届出書（第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第4条の規定による設置運用基準の変更の届出は、当該変更をしようとする日の14日前までに、安心安全カメラ設置運用基準変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

3 条例第4条の規定による安心安全カメラを廃止する場合における届出は、当該廃止をしようとする日までに安心安全カメラ廃止届出書（第3号様式）により行わなければならない。

(映像データの保管期間)

第5条 条例第7条第2号の規則で定める期間は、7日以内とする。ただし、管理運用上これによりがたい正当な理由があるときは、必要最小限の範囲で安心安全カメラ設置者が別に定めることができる。

(報告)

第6条 条例第12条第1項の規定による定期的な報告は、定期報告書(第4号様式)により年1回行うものとする。

(勧告)

第7条 条例第13条の勧告は、勧告書(第5号様式)により行うものとする。

(公表)

第8条 条例第14条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、市の掲示場への掲示及び市報又はホームページへの掲載により行うものとする。

- (1) 安心安全カメラ設置者の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 条例第13条の規定により行った勧告の内容
- (3) 公表の理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月29日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に行われる安心安全カメラの設置及び運用について適用し、同日前に行われた安心安全カメラの設置及び運用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の用紙で、現に残存するものは、必要な改正を加えた上、なお当分の間、使用することができる。

様式（省略）